みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算 定規則事業者設定基準並びに燃料費調整制度に おける換算係数及び基準調整単価届出補正書

東京電力エナジーパートナー株式会社

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則		
第6条第5項	第6条第4項に規定する基準に代わるものとして設定した基準	
第8条第2項	送配電非関連固定費又は送配電非関連可変費への配分基準	
第18条第4項	特定需要原価等の差異を勘案して設定した基準	
第40条第2項	燃料費調整制度における換算係数	
第40条第4項	燃料費調整制度における基準調整単価	

第6条第4項に規定する基準に代わるものとして設定した基準 [第6条第5項関係]

1. 設定した基準

(1)活動帰属基準

	配 分 基 準	
修繕費	直課された人員数比	
賃借料	直課された人員数比	
固定資産税	直課された人員数比	
減価償却費	直課された人員数比	
固定資産除却費	直課された人員数比	

(2) 配賦基準

	配分基準
委託費	直課された人員数比

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

販売費の配分にあたり、別表第2第2表に定める基準である自己所有物件に係る床面積比の算出が 困難であることに加え、各基礎原価等項目は人員数の多寡と相関があると考えられることから、より 適切な整理を行うための客観的かつ合理的な配分基準として、上記に掲げる活動帰属基準及び配賦基 準を設定することとした。

送配電非関連固定費又は送配電非関連可変費への配分基準 [第8条第2項関係]

	配 分 基 進		
	配分基準		
給料手当	送配電非関連固定費に整理。		
給料手当振替額(貸方)	送配電非関連固定費に整理。		
雑給	送配電非関連固定費に整理。		
消耗品費	送配電非関連固定費に整理。		
修繕費	送配電非関連固定費に整理。		
委託費	送配電非関連固定費に整理。		
養成費	送配電非関連固定費に整理。		
諸費	送配電非関連固定費に整理。		
他社購入電源費	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費、		
	電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費		
	に整理。		
建設分担関連費振替額(貸方)	送配電非関連固定費に整理。		
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	送配電非関連固定費に整理。		
他社販売電源料	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費、		
	電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費		
	に整理。		

特定需要原価等の差異を勘案して設定した基準 [第18条第4項関係]

(料金の決定)

1. 契約種別

契約種別は、特定需要について電気の使用形態、使用期間、計量方法等による原価の差異を考慮して、以下のとおり設定する。

需要	種	別	契	約	種	別
特定	需	每	定額電灯,很 公衆街路灯, 農事用電力			武灯, 宇電力,

2. 料金制

料金制は、需要電力が極めて小規模な需要については定額料金制を、それ以外の需要については最低料金制又は需要の規模に応じる基本料金と供給した電気の量に応じる電力量料金を組み合わせた二部料金制を適用する。

3. 料金率

料金率は、特定需要の原価にもとづき、これまでの料金制度の沿革、料金改定の趣旨を勘案し、契約種別ごとの電力使用原単位、電力使用の昼夜間格差、使用期間等の電気の使用形態、計量方法等、供給原価を構成する要素を勘案し、各契約種別ごとの負担が公平となるように定める。

(1) 基本料金

基本料金は、原則として、1月を単位とし、需要の規模に応じ、使用する負荷設備、最大電流等を基準に定める。

(2) 電力量料金

①電灯需要

電灯需要の電力量料金については、使用電力量を3段階に区分し、区分ごとに料金が異なる3段階料金制(てい増料金制)を適用する。

- ア 第1段階の使用電力量に対する電力量料金については、イの料金より低廉なものとする。 イ 第2段階の使用電力量に対する電力量料金については、おおむね平均費用に基づくもの とする。
- ウ 第3段階の使用電力量に対する電力量料金については、限界費用の上昇傾向を反映した ものとする。
- エ 第1段階と第2段階の使用電力量の区分は、1需要家1月につき120キロワット時とし、第2段階と第3段階の使用電力量の区分は、1需要家1月につき300キロワット時とする。

②電力需要

電力需要の電力量料金については、需要電力のピークが夏季にあることから、夏季とその他季の原価の季節間格差を勘案して、夏季とその他季の別にそれぞれ定める。

燃料費調整制度における換算係数 [第40条第2項関係]

	石	油	0.	0 0 4 8
燃料費調整制度における換算係数	液化天然	然ガス	0.	3827
	石	炭	0.	6 5 8 4

燃料費調整制度における基準調整単価 [第40条第4項関係]

区 分	単位	基準調整単価
(1) 定額制供給	1 1224	円 銭厘
イ. 定額電灯および公衆街路灯A		
電 灯 10Wまで 20Wまで 40Wまで 60Wまで 100Wまで 100W超過100Wまでごとに	1 灯 " " " "	0. 710 1. 418 2. 837 4. 255 7. 092 7. 092
小型機器 50VAまで 100VAまで 100VA超過100VAまでごとに	1機器 " "	2. 119 4. 237 4. 237
ロ. 臨時電灯A 50VAまで1日につき 100VAまで " 100VA超過500VA まで100VAまでごとに " 1kVAまで " 1kVA超過3kVAまで1kVA までごとに "	1 契約 " " "	0. 057 0. 114 0. 114 1. 143 1. 143
ハ. 臨時電力 1日につき	1 kW	1. 201
 二. 農事用電力 (旧供給約款附則6の適用を受けていた お客さま) 〔附 則〕 1日につき 0.5 kW 1 kW 2 kW 3 kW 3 kW超過1 kW増すごとに 	1 契約 " " " "	0. 300 0. 601 1. 201 1. 802 0. 601
(2) 従量制供給	1 kWh	0. 183